新型コロナ感染防止対策・熱中症予防対策

令和4年7月13日

県民のみなさま 関係団体等各位

茨城県常陸太田工事事務所長

茨城県常陸太田工事事務所における 新型コロナウィルス感染防止対策について(お願い)

当事務所における新型コロナウィルス感染防止対策にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

当事務所では、下記のとおり、<u>引き続き感染症対策を講じるとともに、熱中症予防対</u>策との両立を図ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。

記

1. 対策内容

(1) 勤務体制

- ・基本的な感染症対策 (マスク、手指消毒、3密回避、換気徹底、社会的距離の確保等)
- ・熱中症予防対策 (状況に応じたマスク着脱、エアコン・扇風機活用、こまめな換気、水分補給等)
- ・テレワークを積極的に実施し、出勤者数の削減に取り組みます。 (工事に係る問合わせ対応等に時間を要することがありますのでご了承願います)

(2) 各種申請・契約手続き・行政相談

- ・通常通り受付いたします。通行エリアから、カウンター越しに最寄りの職員へお 声かけ下さい。
- ・短時間、少人数で行えるようご協力をお願いします。

(3) 打合せ・協議

- ・WEB会議を積極的に活用します。
- ・対面打合せを行う場合は、場所、日時、出席者数等を事前に調整させていただく 場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・工事現場では、ASPシステムや遠隔臨場(※1)を積極的にご活用ください。
 - (※1) 新型コロナウィルス感染拡大防止のために遠隔臨場を実施する場合は、機器の賃料 や通信料等の費用を発注者側が全額負担する制度がありますのでご相談ください。
- ・工事現場では、熱中症予防対策を十分に講じてください (※2)。
 - (※2) 熱中症対策に資する現場管理費を補正する制度がありますのでご相談ください。

(4) 営業活動その他

- 通行エリアから、カウンター越しに最寄りの職員へお声かけ下さい。
- ・事務所入ってすぐのカウンターの名刺受けをご利用ください。

<マスク着脱のポイント>

○屋内

- ■原則、マスクを着用
- ■人との距離(距離2m以上)が確保できる中で、会話をしない場合には、マス

クは必要なし





○屋外

- ■原則、マスクは必要なし
- ■人との距離 (2 m以上) が確保できない 中で、会話をする場合には、マスクを正し

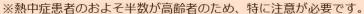
く着用する





<熱中症予防のポイント>

- ■運動をするときは、<u>人との距離を確保し、マスクを外す</u>
- ■のどが渇いていなくても、**こまめに水分補給**
- ■エアコンを上手に活用し、使用中でもこまめに換気 (扇風機などの併用も)







<引き続き、「基本的な感染症対策」の継続を!>

手洗い・消毒、うがいは、ドアノブなどの共用物を触った後や食事の前後、帰宅時など、こまめにおこないましょう。